

平成20年9月2日

障害者施策推進課長会議 様

全国特別支援学校長会
会 長 岩井 雄一
代 理 事務局次長
兵馬 孝周

1、はじめに

全国特別支援学校長会は、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の5つの種別の特別支援学校長により構成されています。

現在、平成18年12月に教育基本法が改正され、平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、これらに基づく学習指導要領の改訂作業も進み、小中学校等の学習指導要領が告示されました。

また、障害者基本計画の後期「重点施策実施5か年計画」には、小中学校における個別の教育支援計画の作成や支援会議の実施や校内委員会等の推進体制の整備が数値目標として示されました。

さらに、専門性の向上や社会的及び職業的自立の促進、施設のバリアフリー化の促進が示されました。

そして、特別支援教育を推進するための「学校教育法等の一部を改正する法律」が、平成19年4月から施行されたことを始めとして、特別支援教育に関する全般にわたる取り組みは大きく進んでいます。

2、3つの視点について

(視点1) 障害者基本法の趣旨及び規定どおり実施されてきたか、特に障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画に基づく施策は計画どおり実施されてきたか。

基本方針にうたわれている「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行う」点については、個別指導計画や教育支援計画の策定により大きく前進してきていると評価します。

全国特別支援学校長会においては、個別の教育支援計画の推進を図るために、普及のための冊子を作成し、また、全国小中学校長会等と協力し、小中学校向けの個別の教育支援計画の冊子も作成し、寄与してきました。

(1) 一貫した相談支援体制の整備

- 相談支援体制の整備のためのガイドラインが策定され、小中学校において校内委員会の設置、コーディネーターの指名等の校内体制構築が着実に進みました。
- 特別支援学校においては、センター的機能の発揮で、特別支援学校の果たしてきた役割は大きく、特別支援教育コーディネーターによる、情報提供や研修、巡回相談などが実施されています。
- 特別支援学校においては、個別の支援計画が策定されて支援会議による関係機関との連携が始まっています。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

- 特別支援学校においては、センター的機能を発揮していますが、人的配置はまだ不十分であり、担当者不在の時には、たちまち困窮する現状があります。
- 免許更新制度が整ったが、講習の内容が特別支援学校教諭に対応したものに十分になっていません。また、通常学級も含め全ての教員にも履修できるよう、大学にお願いしたい。
- 自閉症の教育については、筑波大学附属久里浜特別支援学校の設置により研究が進んでいます。自閉症の教育について特別支援学校でどのように行うか、各都道府県において研究指定をして、今後検討を進めていく必要があります。
- 理学療法士や言語聴覚士等、外部の専門家を活用して、特別支援学校の専門性の向上を図っています。

(3) 指導力の向上と研究の推進

- 国立特別支援教育総合研究所において、発達障害教育情報センターによる教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制が整備されつつあります。

(4) 施設のバリアフリー化の推進

- 小中学校等の施設のバリアフリー化とともに耐震構造による安全確保が喫緊課題であります。

(視点2) 障害者施策にはどのような課題があるか、また、どのような措置が必要となるか。

◎はじめに

今後の特別支援教育の推進においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応、社会の変化に対応した指導の充実が必要です。

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等における発達障害等のある幼児児童生徒への教育的対応、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすための特別支援学校における専門的教育機能の充実が必要です。

さらに、複数の障害種に対応する特別支援学校や大規模校の設置や経営の在り方や後期中等教育の充実と就労支援、生涯学習の支援など多くの課題があり、広く国民一般への理解・啓発が重要になっています。

全国特別支援学校長会は、児童生徒の義務教育の全国的水準を維持し、質を担保する義務教育費国庫負担制度堅持や特別支援教育の就学奨励制度の国としての維持・拡充、特別支援教育に関わる法制度整備等への積極的な提言等に努力してまいりました。

しかし、なお一層特別支援教育に関連する諸施策が拡充され、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育が真に豊かに進展することを期待しております。

そのためには、特別支援教育を推進する質の高い教員の確保やそれを保障する特別支援学校教育手当等の継続と教職員の定数増をお願いします。

また、放課後活動の促進に向けた文部科学省と厚生労働省の取り組みの成果に見られるように、学齢期における教育と福祉の連携が一層求められます。

◎新たな重点施策5か年計画の教育・育成の項目に沿って取り上げます。

(1)一貫した相談支援体制の整備

○個別の支援計画の策定・活用の推進

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の対象の幼児児童生徒に、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。

○医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携強化

関係機関が一層の連携を図るとともに、特に、乳幼児期の相談支援体制の整備と医療機関の不十分な地方に医療機関の拠点を作る必要がある。

○校内委員会設置や特別支援教育コーディネーターの定数配置等の支援体制の整備

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援のため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの定数配置等の支援体制を整備する。特に幼稚園、高等学校を重点的に整備する。

(2)専門機関の機能の充実と多様化

○特別支援学校の小中学校等に対する支援の推進

幼稚園・小学校・中学校及び高等学校等の教員への支援、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等、特別支援学校の小・中学校等に対する支援を推進する。

○全ての都道府県に特別支援教育センターの設置

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育を推進し、実践的研究を進めるため、各都道府県等に特別支援教育の推進の拠点としての特別支援教育センターの設置または機能の充実を図る。

○免許状の保有率を高める

特別支援学校において、教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許状に特別支援教育の単位の取得を必修として特別支援教育への対応ができるようにするとともに小中学校の特別支援学級の教員の免許状の保有率向上を高める。

○免許更新時における講習内容に特別支援教育を位置づける

○特別支援学校での適切な医療的ケアを実施するため、看護師の配置及び教員の研修など特別支援学校における医療的ケア実施体制整備の促進を図る。

(3)指導力の向上と研究の推進

○特別支援教育の専門性（学校及び教員）の維持向上

特別支援教育を支える専門性の確保及び教員の資質の向上

○私立特別支援学校、特別支援学級等の運営費補助の充実と振興

○複数の障害種に対応する学校を含む特別支援学校の適正配置による適正規模化及び校長の管理スパンの適正規模化

○特別支援学校、特別支援学級に係る教職員定数改善計画の着実な実施

特別支援教育コーディネーターの定数配置、教頭複数配置、養護教諭複数配置、教育相談担当、進路指導担当、自立活動指導担当、生徒指導担当等の充実、特別支援学

校通級担当教員の配置等を行って下さい。また、通級による指導教員及び訪問教育の教員増と指導内容・方法の充実を図って下さい。

○特別支援教育関係地方交付税措置の拡充

就学指導委員会に係る経費、点字ネットワークシステムの維持運営費、通級指導教室に係る経費の新規算入及びスクールバスの維持運営費の増額等

○管理職手当及び教員特殊業務手当の維持・向上

○自治体の役割の明確化

複数の障害に対応する特別支援学校の在り方について、設置者である自治体が設置を推進できるようガイドラインを作成する。

○特別支援教育に関する教員研修の促進

特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図る。各種指導者養成研修など、都道府県の指導者に対する研修を推進する。

○障害に関する外部専門家の学校における活用

特別支援学校において、組織としての専門性の向上を図り、関係機関との連携を推進するため、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うため、専門的知識・経験を有する外部専門家（臨床心理士や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の専門的な人材配置が教員に適切な指導・助言を行えるよう、外部専門家の活用を促進する。

○国立特別支援教育総合研究所の役割の強化

教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供を図る。また、自閉症について、これまでの研究や独立行政法人国立筑波大学附属久里浜特別支援学校の実践を踏まえ、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱に加えて、発達障害として独立した障害種とすることを考慮して研究を進める。

(4)社会的及び職業的自立の促進

○卒業後の進路の確保・拡大と就労・生活支援体制の整備充実

○障害児・者の地域における生活基盤の整備と社会参加・自立の促進

○特別支援学校高等部の増設、高等特別支援学校の設置促進など高等部の拡充整備と適正配置

○特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓

特別支援学校卒業後の職業的自立を推進するため、特別支援学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図る。

○障害者の職業自立に対する理解啓発の促進

障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図る。

○就労及び生活支援のための地域支援センターの設置促進、社会生活への円滑な移行を図るための諸施策の充実

○特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施

卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練

を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

○障害学生の支援の充実

障害のある学生が学びやすい環境をつくるために、各大学等における学生支援機能の充実を図る。

入試に関し、障害者の受験機会等を確保する観点から、障害の種類に応じた配慮（試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、介助者の付与等）を行うことを各大学に要請する。

○放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作

聴覚障害のある学生等からの要望を受け、テレビ番組について字幕を制作し、字幕付与番組として放送する。

○地域における交流及び共同学習の実施を図り、障害児の理解を推進する各種施策の充実、自立や社会参加への支援

○休日、放課後の障害児の地域活動推進のため、地域における障害児の受け入れ体制の整備など社会教育施設の充実

(5)施設のバリアフリー化の促進

○特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知

特別支援教育に係る施設の計画的な整備のため、特別支援学校や小・中学校等の具体的な整備計画の事例を取りまとめ、各都道府県等への周知を図る。

○特別支援学校（知的障害）の施設設備の脆弱さの改善

知的障害の児童生徒の増加から、教室不足等が起きている、早急に改善が必要。

○小・中学校等の施設のバリアフリー化とともに耐震構造による安全確保が喫緊課題である。

○見える校内放送など施設バリアフリー化に向けた、情報保障施策の推進を図る。

（視点３）障害者権利条約の締結に際して障害者基本法に関しどのような措置が必要となるか。

○キャリア教育の充実と理解啓発の促進

社会的及び職業的自立の促進の追加として、障害者のキャリア教育の充実と理解啓発の促進が必要であり、障害のある児童生徒の早期からのキャリア教育に関する保護者や企業関係者の理解の促進を図る。

○高等部と高校の教科の連続性を図る

現在の学習指導要領においては、高等学校の各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科の連続性を図り、一人一人の障害者等に応じた教育的ニーズに対応できるようにすることを検討していただきたい。

○対象年齢により制度や施策が異なる点があり、それへの対応が必要。